

市立学校園の勤務時間外の電話応対について

平成31年4月25日
教育委員会学校支援課

働き方改革が社会問題化する中、教職員の多忙化解消並びに適切な勤務時間管理が喫緊の課題となっています。新潟市教育委員会では、昨年度「第2次多忙化解消行動計画」を策定し、教職員の適正な退勤時刻の目安を示すとともに、時間外の電話応対の在り方について検討を進めてきました。

学校園の教職員にとって、授業や部活動が終了してから退勤するまでの時間は、その日の記録の整理や、翌日の授業の準備、行事の計画等に係る業務を行う貴重な時間です。

そこで、子どもたちによりよい教育を行うための時間を確保するとともに、教職員の適正な勤務時間への意識をより一層高めることを目的に、学校園が外部からの電話に応対する時間帯を市内で統一します。

については、今年度から下記のとおり時間外の電話応対を行うことを保護者、地域住民に周知しますので、ご承知おきください。

記

1 電話応対時間帯統一の開始について

- ・周知期間 4月～5月（PTA総会等で周知次第、学校毎に随時実施）
- ・全面实施 6月1日（土）～

2 勤務時間外や休日の電話応対について

- (1) 平日の朝は午前7時45分からとする。ただし教職員が出勤している場合に限る。
※ 広域から通学している中等教育学校、高等学校、スクールバスで通学している学校園は、学校園の実情に応じて、保護者に応対時間帯、連絡先等を知らせる。
- (2) 平日の夕方は校園種別に次の時刻までとする。
 - ・幼稚園、小学校、特別支援学校は、午後6時（適正な退勤時刻の目安の30分前）までとする。
 - ・中学校、中等教育学校、高等学校は、午後7時までとする。
 - ・明鏡高等学校夜間部は、午後9時45分までとする。
- (3) 休日等は教職員が在校（園）していても、学校の電話での応対は行わない。部活動の欠席連絡方法は、各学校が保護者に伝える。なお、部活動顧問の携帯電話番号を知らせる場合は、休日の欠席連絡のみで使用してもらうことを原則とする。
- (4) 長期休業日の電話応対可能な時間は、勤務時間内（概ね午後4時45分頃まで）とする。
- (5) 教職員の勤務時間は平日概ね午後4時45分頃までのため、上記時間でも、電話応対できない場合がある。

3 子どもの安全に係る事件，事故等の緊急連絡について

- (1) 休日，夜間の警察事案について，学校と情報共有が必要と警察が判断した場合，これまで同様，学校に連絡が入る。学校は学校支援課生徒指導班の区担当指導主事へ連絡する。
- (2) 休日，夜間の救急搬送事案について，市危機対策課から学校支援課担当の携帯電話に連絡が入る。学校支援課から当該校園の管理職に連絡する。

4 周知方法

(1) 各学校園

- ・教育施策方針説明会後に，保護者宛文書を学校人事課発出の「働き方改革リーフレット」とともに配付する。
- ・地域住民宛回覧文書を，学校だより等の回覧に合わせて各自治会等に配付する。
 - ※ 小中学校で重複するので，小学校が配付する。広域から通学している幼稚園，特別支援学校，中等教育学校，高等学校については配付しない。
- ・4月，5月は，PTA総会，自治会長会等の機会や学校だより等を通じて，保護者，地域住民に丁寧に説明し，徐々に理解，協力を得るようお願いしていく。十分に理解を得られたなら，6月以前に実施してよい。

(2) 教育委員会

市報（4月21日号掲載），市ホームページ，市P連の会合，区教育ミーティング，**各区自治協議会（本日）**等の会合などで，随時，繰り返し保護者，地域住民に周知していく。